

「愛知県感染症予防計画」の概要について

1 基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての県民が安心して暮らすことができる社会を実現

2 計画期間

2024年度から2029年度までの6年間（3年に1回中間見直し）

[整合性を取ることが求められる地域保健医療計画の計画期間と合わせる]

3 計画に盛り込む数値目標

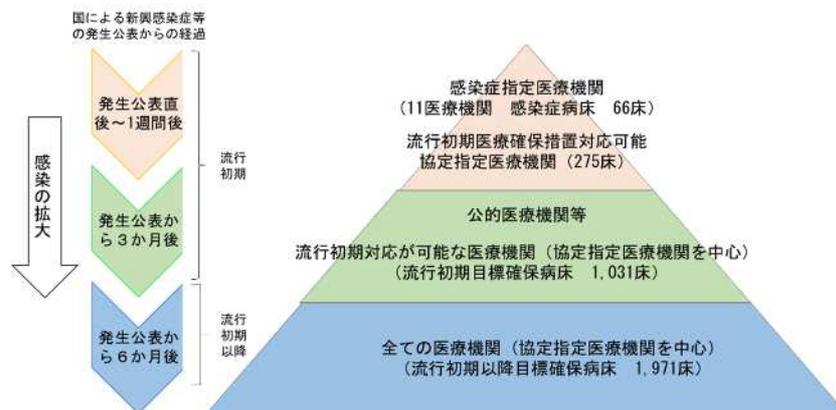
- ・新たな感染症の発生及びまん延に備えて、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの経験を活かした実効性のある計画とするため、医療提供体制等における具体的な数値目標を新たに定める。
- ・数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値を踏まえて設定。

(1) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する目標

ア 確保病床数（国基本指針に即し設定）

- ・発生公表直後（発生公表1週間後）：275床（2020年4月頃を想定）
- ・流行初期（発生公表後3か月以内）：1,031床（第3波時最大値）
- ・流行初期以降（発生公表後6か月以内）：1,971床

（これまでの最大値：第7波）



イ 発熱外来を行う医療機関数（国基本指針に即し設定）

- ・流行初期（発生公表後3か月以内）：1,506施設（第3波時最大値）
- ・流行初期以降（発生公表後6か月以内）：2,502施設

（これまでの最大値：2023年10月時点）

ウ 自宅療養者等へ医療を提供する医療機関等数

往診、オンライン診療、医薬品提供、訪問看護等を行う医療機関等の目標数を設定（医療機関等に対する意向調査の回答結果から設定）

- ・病院：70機関
- ・診療所：2,200機関
- ・薬局：2,200機関
- ・訪問看護ステーション：110機関

エ 後方支援を行う医療機関数

感染症患者以外の患者や、感染症から回復後に入院が必要な患者を受け入れる医療機関の目標数をこれまでの実績の最大値に基づき設定

・医療機関（病院）：185 機関

オ 人材派遣の確保人数

病院・診療所からの緊急時に派遣可能な人材の確保人数の目標数を設定

・医師：72 人 ・看護師：65 人 ・その他：7 人 ・DMAT：13 人
（医療機関等に対する意向調査の回答結果から設定）

カ 個人防護具の備蓄を行う医療機関等数

平時から2か月分以上の個人防護具の備蓄を行う医療機関等の目標数を設定

・病院：156 機関 ・診療所：1,129 機関 ・訪問看護事業所：66 機関
・薬局：1,807 機関

（医療機関等に対する意向調査において協定締結可能と回答した機関数のうち、国通知に基づき、その80%を目標数に設定）

（2）病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する目標

衛生研究所、保健所設置市の試験検査施設や民間検査機関と連携し、流行初期段階から検査を迅速に行う体制整備のため、検査実施可能件数の目標数を設定

・流行初期：5,381 件/日 ・流行初期以降：22,930 件/日
（各機関における検査能力の最大値（件/日）から設定）

（3）宿泊療養施設の確保に関する目標

宿泊療養施設の確保居室数の目標数を国基本指針に即し設定

・流行初期：1,109 室（第3波時最大値）
・流行初期以降：2,737 室（これまでの最大値：第7波）

（4）感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する目標

医療従事者・保健所職員等の研修実施回数数の目標数を国基本指針に即し設定

・協定締結医療機関等：1 回以上/年 ・保健所：1 回以上/年

（5）感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する目標

流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標数を設定

・県保健所：688 人 ・保健所設置市保健所：1,681 人

（これまでの体制における最大値であった第6波時の実績（応援職員・外部委託を含む）に基づき設定）

4 協定の締結

より実効性のある計画とするため、2024年9月末までに、上記3（1）～（3）に係る目標に基づき、個別の医療機関等と協定を締結していく。

5 計画の推進体制

2023年6月に設置した感染症対策連携協議会において計画の進行管理を行う。